

宗教法人が登録免許税等の非課税の適用を受けるための証明について

1 証明について

宗教法人法第3条に規定する「境内地」「境内建物」で、専ら自己の宗教の用に供する土地・建物については、登録免許税・不動産取得税・固定資産税が非課税となっています。宗教法人が福岡県内に土地・建物を取得し、以下の3つの要件を満たしていると認められる場合には、非課税措置のための証明書を発行しています。

2 証明の要件

- ① 宗教法人がもつばら宗教の用に供するものであること
- ② 宗教法人法その他法令（建築基準法等）に適合していること
- ③ 宗教法人法及び法人規則に定める手続きを経て取得していること

3 留意事項

- ・原則、「将来、宗教の用に供する予定」といった計画の段階では証明できません。実際に宗教の用に供することが確認できてから証明することとなります。ただし、登録免許税については税の還付が受けられないため、将来宗教の用に供することが確認できる場合には証明を行う場合があります。詳細は提出書類一覧をご覧ください。
- ・固定資産税の証明は、登録免許税もしくは不動産取得税と同時に証明を行う場合のみ受け付けております。
- ・当該証明のための手数料として、1つの税目につき400円分の福岡県領収証紙が必要です。
- ・証明書の発行までに要する期間は、すべての書類がそろってから2～3週間程度です。
- ・信者専用駐車場について非課税証明を行う場合は、駐車区画線の整備や看板の設置等を要件としています。詳細は別紙資料「駐車場の非課税証明について」をご覧ください。
- ・証明書の再発行は致しかねますので、紛失等されないようご注意ください。